

5 年 保 存
平成36年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎 組 (解 明) 第 2 0 号

崎 安 (企) 第 3 7 号

崎 少 (事) 第 2 2 号

崎 環 (企) 第 7 2 号

崎 捜 一 (盗 犯) 第 4 9 号

崎 捜 二 (特 詐) 第 2 1 1 号

崎 交 指 (事) 第 1 4 1 号

崎 公 (事) 第 2 5 号

崎 外 (事 外) 第 3 1 号

平 成 3 0 年 5 月 1 8 日

各 部 長
殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（通達）

本県警察における犯罪収益対策については、「長崎県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について」（平成29年12月7日付け崎組（解明）第31号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、必要な見直しを行った上で、新たに別添のとおり見出し要綱を制定し、平成30年5月18日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成30年5月17日限りで廃止する。

長崎県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、本県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組み及び国民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

第3 犯罪収益対策の推進

1 犯罪収益解明班の設置

- (1) 警察本部に班長、班長付、副班長、副班長付及び班員をもって組織する犯罪収益解明班を置く。
- (2) 犯罪収益解明班の班長には、警務部首席参事官兼刑事部付をもって充て、以下別表「犯罪収益解明班体制表」のとおりとする。
- (3) 犯罪収益解明班の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 犯罪収益に関し、各部門が実施する施策の総合調整に関すること。
 - イ 警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報の受領及び分析等に関すること。
 - ウ 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保に関すること。
 - エ 犯罪収益関連犯罪の捜査支援等に関すること。
 - オ その他班長が必要と認める事項に関すること。
- (4) 班長は、犯罪収益解明班の事務を統括し、班員を指揮する。
- (5) 班長付は、班長を補佐し、班長の命を受けて、犯罪収益解明班の事務を統括する。
- (6) 副班長は、班長を補佐し、犯罪収益解明班の事務を掌握するとともに、

班長が不在又は事故のあるときは、その職務を代理する。

(7) 副班長付は、副班長を補佐し、犯罪収益解明班の事務を処理する。

(8) 班員は、班長の命を受けて、所管部門の事務を処理する。

(9) 犯罪収益解明班の事務は、刑事部組織犯罪対策課において処理する。

2 特定事業者の自主的な取組み及び県民の理解の促進

犯罪収益解明班は、関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

3 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集、整理及び分析する。

(1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

(2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化及び関係機関との幅広い連携に努める。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の検挙だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施する。

(2) 検察庁との連携

犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益のはく奪について検察庁との緊密な連携を強化する。

(3) その他の手法の活用

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、搜索・差押

え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益のはく奪に資する措置を講ずるよう努める。

第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、「長崎県警察情報セキュリティに関する訓令」(平成16年長崎県警察本部訓令第38号)等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益のはく奪に関する功労及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労についても、積極的に考慮するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、犯罪収益対策の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。